

いじめ防止基本方針

札幌市立真駒内桜山小学校

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

教職員・保護者・地域が一体となって、いじめの問題に取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定、札幌市教育委員会・こども未来局の方針に基づき、基本的な方針を策定する。

さらに、本校では、いじめ対策委員会を設置し、いじめに対して、組織的かつ臨機応変に対応する。委員は6の(1)の通りとする。

1. いじめとは

いじめ防止対策推進法第2条より

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

一定の人的関係とは、学校の内外を問わず同じ学校・学級や塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている他校の仲間や集団（グループ等）、当該児童との何らかの人間関係を指す。

物理的な影響とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めを行う。

具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

本人がいじめを否定したり、『大丈夫』と言ったりしても、表面的な言葉だけで判断せず、表情や行動をきめ細かく観察し、いじめられた児童の立場に立ち、積極的にいじめと判断する。

また、本人が SNS 上の誹謗中傷に気付いていない場合でも、被害の未然防止の観点から、いじめの疑いがあると捉え、関係者に対し適切な指導を行う。

2. いじめに対する学校の基本姿勢

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。いじめから一人でも多くの子どもを救うために、次のような基本姿勢で臨んでいく。

- ・いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
また、どの児童も、被害者にも加害者にもなりうる。
- ・いじめは見つけにくい。
- ・いじめは人権侵害であり、絶対に許されない。
- ・いじめられた児童を絶対に守り通す。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめは、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を自覚し、一体となって取り組むべき課題である。

3. いじめ対応

- 人間関係に問題が生じた時は、担任を中心に児童との面談を丁寧に行う。いじめ問題があった時には、直ちに教頭・担任外・学年教諭等に報告し、組織的に素早く対応する。

	重点的・具体的な取組	行動計画・行動目標
未然防止	○豊かな心を育む	<ul style="list-style-type: none">・道徳教育を充実させ、生命の尊重・思いやりの心を育む教育活動に取り組む。・低学年のうちから、教職員と児童が「いじめとは何か」といういじめの特質について認識を共有する。「してはいけないこと」を低学年から具体的に意識付けする。

	○学びあい学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数グループ、集団学習での学びあいを適宜取り入れる。 ・「学びあい」における授業規律（他の発言の聴き方、発表の仕方等）を育む。
	○児童会によるいじめ防止	<ul style="list-style-type: none"> ・自己肯定感、自己有用感を育むために、子どもが助け合い支え合う活動や、あいさつ運動等の児童会によるいじめ防止活動に取り組む。
	○まこさく遊び(異学年交流)	<ul style="list-style-type: none"> ・縦割り活動のより一層の充実を図る。
	○情報モラル教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラルの授業を実施、保護者へお便りを活用した啓発。
	○いじめ対策組織の「見える化」	<p>全校朝会や学年集会等で、いじめは許されないことであるという理念とともに、いじめ対策組織の構成メンバーを児童に周知する。</p>
早期発見	○子どものよさや困りを捉える	<ul style="list-style-type: none"> ・P C 掲示板や日常の打合せの中で、得た情報（気がかりな言動、よさや頑張り等）を共有する。また、毎月の児童理解研修会で、収集・集約した情報を各教職員と共有する。
	○アンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・1 学期悩み・いじめアンケートの実施（記名式） ・教育委員会による「悩みやいじめアンケート」実施（11 月頃）（シャボテンログの活用、一人1 台端末による早期把握の実施） <p>↑アンケート結果は担任一人で抱え込まず、学年主任や担任外、主幹教諭、管理職等による複数人での確認を徹底する。</p>
	○児童と保護者とのかかわりから児童理解を深め広げる	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校時の玄関での児童とのふれあいをする。（校長・担任外等） ・担任が一人一人の児童と、毎日、対話ができるよう心がける。 ・連絡無く欠席した児童の家庭には、朝のうちに必ず連絡を入れ、放課後にも電話連絡を入れる。何気ない対話を大切にする ・担任が児童と向き合う時間を確保する。（休み時間・給食時間）
	○教育相談の重視	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との個人懇談とは別に、定期的に全ての児童と個別の面談をするなどして、教育相談を充実する。 ・コーディネーターやいじめ防止対策委員が中心となって、スクールカウンセラーを活用した体制を構築し、有効に活用する。 ・アンケート後は心配な児童と個別に面談を行う。
い	○対応は迅速に！組織で！	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活の中でからかいなどがあれば、その場で必ず指導す

じ めへの 対処		<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題行動を過小評価せずに、いじめにつながらないか学年の教諭をはじめ、教頭・担任外に報告相談する。 ・担任一人で抱え込まず組織（いじめ防止対策委員会）で対応。 ・いじめ防止対策委員会は、構成は、校長、教頭、主幹教諭、担任外、各学年1名、特別支援学級1名、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、必要に応じて通級担当者等、その他関係の教職員で構成する。 ・発達特性がある児童がかかわる事案では、個別の教育支援計画に基づき、特別支援学級担任・通級指導教室担当やSC等の専門家と連携した適切な指導・支援を行う。
	○初期対応・事実確認を的確にする	<ul style="list-style-type: none"> ・事実確認を的確に行う。事実と推測を明確に分ける。 ・いじめの訴えがあった場合、学年教諭・教頭・担任外にも報告し、保護者に把握した事実と対応をその日のうちに連絡する。 ・いじめ認定（いじめと疑われる事案も含む）の記録には札幌市統一の「アセスメントシート（進捗管理表）」を活用し、情報の継続性と組織的共有を担保する。 ・性暴力事案については、『別添：初期対応フロー（性暴力編）』に基づき、被害児童のケアを最優先し、警察等での司法面接に配慮して詳細を聴きすぎないように留意する。
	○被害児童への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確保に努める。（休み時間・清掃時間等見守り） ・必要に応じて、スクールカウンセラーとの連携を図る。 ・学級、学年指導を本人及び保護者の了解のもと行い、よりよい集団づくりを進める。
	○加害児童への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・被害児童の気持ちを理解させ、本人の背景にある要因を探りつつ保護者連携のもと継続的かつ組織的に指導・支援する。 ・必要に応じて、スクールカウンセラーとの連携を図る。

い じ め 解 消 と	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ解消の確認 ○対応の振り返りの重視 ○進級・進学時の引継 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解研修会をもって、対応事例の交流を行う。 ・対応についてスクールカウンセラー等の助言を仰ぐ。 ・いじめの解消の判断は、①いじめ行為が止んでいる（少なくとも3か月）、②本人及び保護者に確認して心身の苦痛を感じていない、という2つの要件を面談や電話等で確認し、組織として解消確認、判断を行う。 ・再発防止にむけた対応を検討、記録していく。
----------------------------	--	--

<p>確 実 な 引 継 ぎ に 向 け て</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・悩みやいじめアンケート調査においても十分な振り返りを行う。 ・学校評価において、いじめ防止等の取組を適切に評価できるよう、評価項目等を設定する。 ・進級、進学時は、学校いじめ対策組織の記録だけでなく、アセスメントシート（進捗管理表）等を活用して、確実に引き継ぐ。
--	--	--

※いじめへの対処について

○児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ること考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

（参考 いじめ防止対策推進法 第23条第6項）

4. いじめを未然に防止するために

【児童に対して】

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。
また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかげがいのない存在であるといった、命の大切さを道徳の学習や学級指導

を通して育み、学級の指示的風土を醸成する。

- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ぬふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際に知らせることは決して悪いことではなく必要なことであることも併せて指導する。

【教員に対して】

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許されない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。

【学校全体として】

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・学校独自のアンケート調査を年1回、市教委からの「悩み・いじめアンケート」を年1回実施し、いじめの対応を行うとともに、その結果から教育的予防と早期発見、早期対応を教職員全体の共通認識のもとに行う。
- ・「いじめ問題」や「自殺予防」等に関する校内研修を系統的に行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・学校として「いじめは全体に許されない」ということと、「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実の一つとして、ICTを活用した児童生徒のSOSの早期把握、早期対応を実施する。(一人1台端末を用いた児童生徒の不安や悩みを早期に把握し、対応につなげる仕組みを活用する。)

【保護者・地域に対して】

- ・「いじめ」は保護者が「子どもがいじめを行わないよう指導する」・「いじめを受けた子どもを保護する」といった、第一義的な責任を負うことや、児童が発するサインに気付いた場合は学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であることを学校便り等で伝え、理解と協力をお願いする。
- ・本基本方針の周知はもとより、事案発生時のスムーズな警察連携を可能にするため、犯罪行為に相当するいじめについては教育委員会に報告・相談の上、警察と連携することを、年度当初の懇談会を通じて周知し、理解を得ておく。

5. いじめ早期発見・対応について

【早期発見にむけて…「変化に気付く」】

- ・児童の様子を、担任をはじめとする多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設けるなど学校として組織的に対応する。

- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声掛けを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

【相談ができる…「誰にでも」】

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ防止対策委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

【早期の解決を…「傷口は小さいうちに」】

- ・教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まずはいじめをすぐ止めさせる。
- ・いじめることが、相手を深く傷つけ、苦しめているということに気付かせるような指導を行う。
- ・いじめを行ってしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

学校組織チェック

- 教員によって、いじめに対する評価や対応が異なっていないか。
- 一人一人の子どもが安心して生活できるために統一したルールがつくられ、徹底するよう組織的に取り組んでいるか。
- 早期解決を急ぐあまり、いじめへの対応が原因や背景を探ることなく、表面的な指導や謝罪で終わっていないか。

- すべての職員が話しやすく気軽に相談しやすい職場の雰囲気はできているか。
- 子どもへの定期的なアンケートや、教員の研修を計画的に実施しているか。

教員の自己チェック

《挨拶・健康観察》

- どの子にも同じように明るい挨拶をしているか。
- 挨拶をする子どもの声の調子や表情の変化に注意を払っているか。
- 不調を訴える子どもの声をきちんと受け止めているか。

《授業中》

- 子どもを否定するような言動や態度で授業に臨んではいないか。
- 威圧的で乱暴な言葉遣いをしていないか。感情的に子どもを叱っていないか。
- どの子どもにも発表の機会を与えているか。
- できる子、できない子という先入観をもって接していないか。
- 一人の子どもを大勢の前で叱っていないか。
- 間違いや失敗を嘲笑する子どもや、学級の雰囲気をそのままにしているか。

《休み時間》

- 子どもの表情や活動の様子から、友達関係を把握しようとしているか。
- どの子にも同じ言葉遣いで接しているか。特定の子と遊んだり、話したりしていないか。
- 子ども同士のトラブルを見て見ぬふりをしていないか。
- 「これは遊びだ」という子どもの言葉を鵜呑みにしてはいないか。

《給食・清掃》

- 給食・掃除当番等の公平な役割分担ができているか。押しつけられている子どもはいないか。
- 意図的・計画的にグループに入り、会食をしているか。
- 清掃区域を必ず見回っているか。

《その他》

- 子どもたちを認め、ほめ、励ましているか。
- 良いことは良い、悪いことは悪いと、毅然とした姿勢で指導に臨んでいるか。
- 真面目に頑張る子どもが、生き生きと活動できる教室にしているか。
- 教室が潤いのある学習環境になるよう気を配っているか。
- 子どもの作品、掲示物、机等に落書きや破損が見られないか。
- 上靴など、物がなくなったり、隠されたりすることはないか。
- いじめる子、いじめられる子を決めつけて見てはいないか。

子どものサインチェック

《身体》

- 顔や体に傷やあざができています。
- 体の不調を訴える。保健室やトイレに行くことが多い。
- 表情が沈んで暗くなる。

《表情や態度》

- 話したがらない。
- わざとはしゃぐ（急に落ち込む）。
- ぼんやりした状態にいる。
- 視線を合わせない。うつむいている。
- 笑顔が少なくなり、表情が沈んでいる時間が多い。

《行動》

- 登校時刻が始業ギリギリである。
- 遅刻・欠席が増える（理由を言いたがらない）。
- 教室に入りたがらない。授業に遅れる。
- 急に学習への意欲を失う。成績が低下する。
- 忘れ物や期限遅れの提出物が多くなる。
- 当番活動や休み時間に、ぼつんと一人でいる場面が多い。
- 休み時間は、職員室や保健室の近くにいる。
- 特定のグループと行動するようになる。
- 使い走りをさせられる。
- 食事を残す。食べないことが多い。
- からかわれることが多くなる。
- 無視されたり、遊びの仲間に入れなかったりする。
- 技をしかけられることがある。
- 発言に爆笑される。
- 仕事を押しつけられる。
- 食べものにいたずらをされる。
- 席を離される。席替えや集団行動で避けられる。
- 同じ役目ばかりさせられる。
- 学級の仕事や部活などを突然やめるなどと言い出す。
- 学習道具を出さない（出せない状況にある）。
- 遊んでいる中で特定の子どもに不利な役ばかりが回る。
- ゲーム等のとき、特定の子どもの失敗に非難が激しくなる。
- 一人でいることが多い。
- 集中して攻撃される。
- 一人だけからかわれている、何かさせられる。
- 発言に対して冷やかしやヤジを飛ばされる、無視される、周囲がざわつく。
- 発言を強要される。
- いつまでも学校に残っている（あわてて帰る）。

《持ち物》

- 紛失物が多くなる。
- 持ち物が隠される。
- 持ち物や掲示物にいたずら書きが増える。
- 必要以上のお金を持っている。
- 名前やあだ名の落書きが多くなる。

《服装》

- 服が汚れたり破れたりしている。
- ボタンが取れている。
- 服に靴の踏み跡がついている。

保護者向け 子どものサインチェック

《行動》

- 朝なかなか起きてこない、登校を渋る、遅刻が多くなる。
- 学習意欲が低下する。

- 「クラスを替わりたい」、「転校したい」、「少年団活動を辞めたい」などこぼす。
- 友達関係が変化し、誘い、呼び出し、外出が頻繁になる。
- お金を持ち出したり、頻繁に要求したりするようになる。
- 「自分はダメだ」、「死にたい」など話すことがある。

《表情や態度》

- 元気がない、食欲がない、眠れない、よくため息をつく。
- 口数が少なくなる、学校や友達の話进行避けるようになる。
- 外に出たがらない、部屋に閉じこもる。
- ぼんやりしたり、ふさぎ込んだりしている。
- おどおどしたり、いらいらしたり不安定な精神状態になる。
- 急に甘えてきたり、はしゃいだりする。

《身体》

- あざやかすり傷がある（聞くと「転んだなどと説明する等」）。

《持ち物》

- 持ち物等に落書きや汚れ、破損等が見られる。
- 見た覚えのない品物を持っている、大切にしていた物がなくなる。
- 刃物などを持ち歩くようになった。

《服装》

- 服が破れていたり、汚れたりしている（その理由を言いたがらない等）。

《その他》

- 携帯電話やスマートフォンに連絡が頻繁に入るが出ない。
- 携帯電話やスマートフォンに入る連絡に過剰に反応する。不安な顔をする。

いじめている側サインチェック

《行動》

- 暴力的な言動が目立つ。
- 金銭の使い方が派手になる。
- 時間にルーズになる。

《その他》

- 元気がない、食欲がない、眠れない、よくため息をつく。
- 口数が少なくなる、学校や友達の話进行避けるようになる。
- 外に出たがらない、部屋に閉じこもる。
- ぼんやりしたり、ふさぎ込んだりしている。
- おどおどしたり、いらいらしたり不安定な精神状態になる。
- 急に甘えてきたり、はしゃいだりする。
- 普段持っていない物を持っている。
- 友達を中傷する言動が目立つ。

6. 校内体制について

(1) 構成員について

- ・「いじめ防止対策委員会」を校内に設置する。構成は、校長、教頭、主幹教諭、担任外、各学年1名、特別支援学級1名、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、必要に応じて通級担当者等、その他関係の教職員とする。組織の責任者は校長とし、いじめ防止等に係る全ての取組は、校長の

監督の下で行う。校長が不在時は、教頭が代理として務め、主幹教諭が補佐するとともに、校長に報告し決裁を得る。

(2) 会議の開催について

- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童や保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・いじめの疑いを把握した場合は、速やかに対応することがあることから、上記構成員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。
- ・定例会議（名称を児童理解研修会とする）を月1度開催し、年間計画に位置付ける。定例会議では、いじめの認知や解消の件数等を確認する。
- ・いじめに係るアンケート実施後には必ず、いじめ防止対策委員会を開催し、アンケート結果や個人面談の内容等について組織で検討する。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童や保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

(3) いじめの見逃しや一部教職員による抱え込みを防ぐ取組を行う

- ・いじめの認知および解消については、教職員個人に委ねず組織で対応する。
- ・いじめの解消に至るまでの間、被害児童生徒が心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。
- ・いじめの解消の判断は、国の方針で定められている3か月を目途として、被害児童及び保護者との確認結果を踏まえ、組織で行う。
- ・加害児童についても、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- ・複数の教職委員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、必ず組織で共有し、見逃しを防ぐ。
- ・いじめに関する情報は、児童ごとにまとめ経年的に把握する。

(4) 個別の対応状況に関する記録及び引継

- ・いじめに関する個別の記録については、次の学年・学校（進学先・転出先）に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげる。

7. 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・緊急性が高い事案や、いじめの重大事態の懸念がある事案については、速やかに教育委員会に報告し、連携して対応する。
- ・必要に応じて、警察等関係機関への連絡や相談を行い、連携しながら対応にあたる。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや

地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願います。

<主な関係機関>

- 札幌市教育センター教育相談室 011-671-3210
- 札幌市教育委員会 少年相談室 011-211-3863
- 北海道警察本部少年サポートセンター 011-251-0110
- 南警察署 011-552-0110
- 札幌市こころのセンター 011-622-0556
- 南区少年育成指導室 011-582-4723
- 南区家庭児童相談室 011-581-5211
- 札幌南こども家庭支援センター 011-591-2200

<電話での相談窓口>

- 札幌市児童相談所 011-622-8630
- いじめ電話相談（少年相談室）（24 時間） 0120-127-830（フリーダイヤル）
- 全国統一の子ども SOS ダイヤル（24 時間） 0570-078-310（ナビダイヤル）
- いのちの電話 011-231-4343（24 時間） 0570-783-556（ナビダイヤル）
- 札幌市子どもアシストセンター 0120-66-3783（子ども専用電話）011-211-3783（大人用）
- 子ども安心ホットライン 011-622-0010
- 少年相談110番(道警本部少年サポートセンター) 0120-677-110（フリーダイヤル）
- 子ども人権110 番(札幌法務局) 0120-007-110（フリーダイヤル）
- チャイルドライン さっぽろ 0120-99-7777（フリーダイヤル）

<メールでの相談窓口>

- 子どもアシストセンター assist@city.sapporo.jp

8. 関係法令・通知・資料

教育基本法

(1) 教育機会均等

- 第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

(2) 学校教育

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規則を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(3) 家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

学校教育法

(1) 第4章 小学校

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返す等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

いじめ防止対策推進法

(1) 第1章 総則（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

(1) 安心して生きる権利

第8条 子どもは、安心して生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- ①命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。
- ②愛情をもって育まれること。
- ③いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。
- ④障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。

- ⑤自分を守るために必要な情報や知識を得ること。
- ⑥気軽に相談し、適切な支援を受けること。

(2) 自分らしく生きる権利

第9条 子どもは、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- ①かけがえのない自分を大切にすること。
- ②個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- ③自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。
- ④プライバシーが守られること。

(3) いじめの防止

第16条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。